

まきば保育園民営化計画

令和5年10月策定

令和6年4月改訂

西郷村福祉課

目 次

●計画策定の背景と目的	P. 1
●現状分析と民営化の効果検証及び方向性	P. 2
1 保育施設の現状	P. 2
2 保育施設利用定員数等の推移	P. 3
3 公立保育園民営化の方法	P. 4
4 認可保育園の設置・運営主体による主な相違点	P. 5
5 民設民営化による効果	P. 6
(1)現在のまきば保育園の運営に係る経費	P. 7
(2)民設民営化実施後の保育園の運営に係る経費	P. 8
(3)現在の村負担額と民営化後の村負担額の比較	P. 10
6 民営化の方針について	P. 11
7 民設民営化への移行時期	P. 11
8 公募により参加表明者が現れなかった場合の対応	P. 11
●民設民営化（公私連携型保育所方式）への移行	P. 12
1 民設民営化による管理運営を計画している保育園	P. 12
2 民設民営化移行時期	P. 12
3 公私連携型保育法人の選定方法	P. 12
4 民設民営化に至るまでのスケジュール	P. 13
5 民設民営化に伴う方針	P. 13
(1)公私連携型法人が行う業務	P. 13
(2)職員等の配置・雇用	P. 14
(3)給食について	P. 14
(4)業務遂行に係る経費	P. 14
(5)行政財産の処分	P. 15
(6)施設管理・運営に係る責任分担	P. 17
(7)公私連携型保育法人の協定の取消	P. 18
(8)財産の返還	P. 18

《計画策定の背景と目的》

本村では、共働き世帯の増加や保護者の勤務形態の多様化等に伴い保育ニーズが増加しており、これに伴い認可保育所や地域型保育事業所などの保育施設の新規開設により保育定員の適正化を図ってきました。このことにより待機児童について以前よりは解消された状況にはありますが、全ての待機児童が解消されたわけではなく毎年少なからず発生しているのが現状であり、今後も待機児童の解消に向けた取り組みが必要となります。さらに保育の質の確保と継続性、サービスの向上も求められることとなります。

村内における公立保育園の民営化に関しては、保育サービスの充実と行財政運営の効率化を図るため、平成22年度西郷村行政改革大綱「民間に委ねた方がより効率的なものは積極的に民間に委託を進めるべき。」との方針に基づき「みずほ保育園」の指定管理者制度が実施され、平成28年度に経営移譲による民営化が行われた実績があります。公立保育園の運営費は、利用者の保育料と村の負担金で賄っており、厳しい財政状況の中で、これまで以上の保育サービスを含めた様々な子育て支援を実施していくためには、新たな財源についても確保する必要があります。

また、西郷村行政改革プラン2022においては、基本理念を「未来につなぐ、効果的で持続的な行財政運営」とし、5つの改革の柱「仕事の改革、職員（ヒト）の改革、働き方改革、歳入・歳出面の改革、持続可能な社会に向けた取組（SDGs）」を掲げており、そのうちの働き方改革の中で民間活力を導入し、公的負担の抑制を図り、経済・財政一体改革の推進を図ることとされており、西郷村第四次総合振興計画においても「持続可能なむらづくりの推進」として「効果的・効率的な施策・事業の推進」「健全な財政運営」を施策として定めております。

以上のことから、保育サービスの質の向上と継続性、待機児童の解消並びに財源の計画的確保のために、「村立まきば保育園」の民営化計画を策定します。

《現状分析と民営化の効果検証及び方向性》

1 保育施設の現状

令和5年4月1日現在で、本村には保育施設が6施設あり、その内、公設公営が1カ所、民設民営が5カ所となっています。みずほ保育園については、以前は公立として設置運営しておりましたが、平成22年度から公設民営化、平成28年度から民設民営化しております。

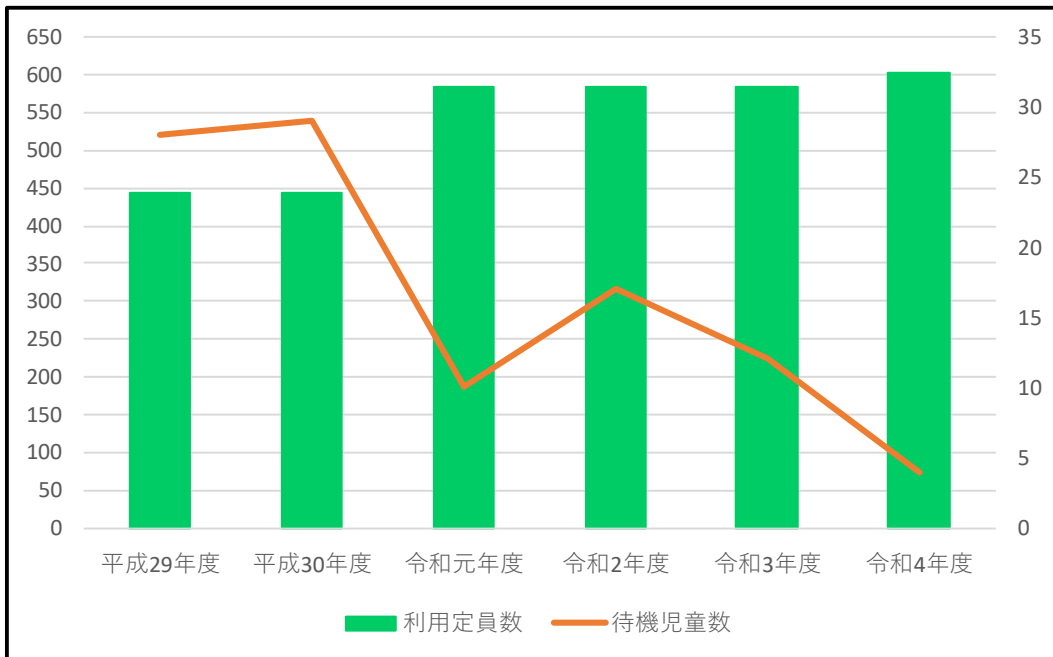
施設種別	施設名称	事業主体		利用定員
認可保育所	まきば保育園	西郷村	公立	165名
	みずほ保育園	(社)西郷村社会福祉協議会	私立	160名
	くまっこ保育園	(社)西郷村社会福祉協議会	私立	140名
	川谷保育園	(社)川谷福社会	私立	100名
地域型保育事業所	すこやか保育園	(学)西郷学園	私立	18名
	はのん保育園	(特非)と・ともに	私立	19名
合計				602名

2 保育施設利用定員数等の推移

過去6年間の4月1日時点での各保育施設の利用定員数は以下のとおりであり、令和元年度に「くまっこ保育園」、令和4年度に「はのん保育園」が開所したことにより定員数が増加し、待機児童数が徐々に減少しております。

	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数
認可保育所	3	425	3	425	4	565
地域型保育施設	1	18	1	18	1	18
合計	4	443	4	443	5	583
待機児童数	28		29		10	
	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数
認可保育所	4	565	4	565	4	565
地域型保育施設	1	18	1	18	2	37
合計	5	583	5	583	6	602
待機児童数	17		12		4	

図 利用定員数と待機児童数の推移



3 公立保育園民営化の方法

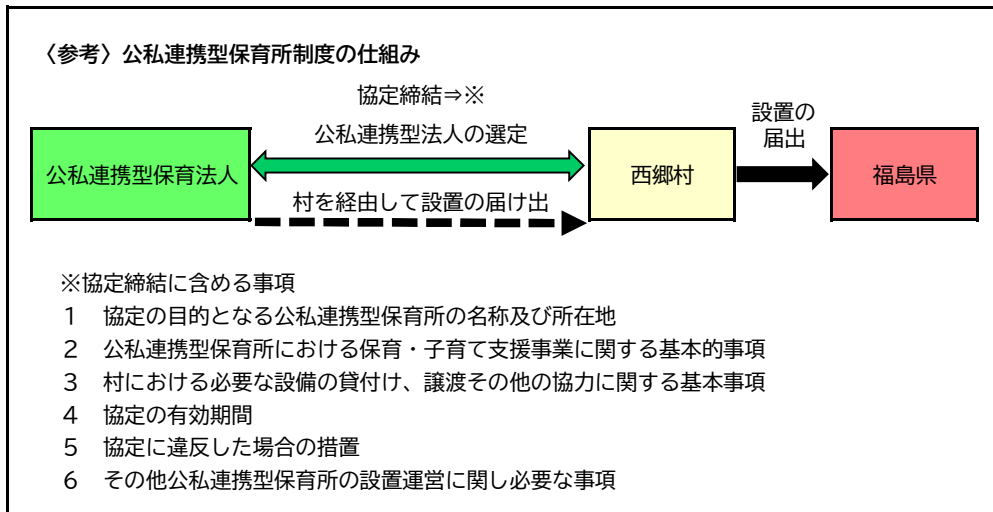
公立保育園を民営化する手法としては、運営主体のみを移行し指定管理として運営する「公設民営方式（指定管理者制度）」と、設置主体及び運営主体を共に移管先に移行する「民設民営方式（公私連携型保育所）」が考えられます。

①指定管理者制度（地方自治法第244条の2）

地方公共団体が、公の施設の管理を行わせるために、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる制度、またその指定を受けた団体のことを言います。

②公私連携型保育所（児童福祉法第56条の8）

市町村が、設置・運営主体である民間法人と連携し、土地・建物など公有設備の無償又は廉価での貸付・譲渡を可能とし、設置の支援を行うとともに、人員配置や提供する教育・保育など運営に関与し、適正な運営が行われるよう、村と法人とが協定を締結して運営を行う保育所を言います。



4 認可保育所の設置・運営主体による主な相違点

認可保育所の設置・運営主体による主な相違点は、以下のとおり整理することができます。

図 認可保育所の設置・運営主体による主な相違点

	保育所の利用調整	保育料の決定・徴収	施設管理	園運営 (職員雇用等)	運営費の負担 (運営費・人件費)
公設公営 保育園	村	村	村 (所有・賃貸)	村	村及び 利用者
公設民営 保育園				事業者	
民設民営 保育園			事業者 (所有・賃貸)	国・県・村 及び利用者	

【保育所の利用調整や保育料の決定・徴収】・・・設置・運営主体による相違点はありません。

【施設管理や園の運営（職員雇用等）】・・・設置・運営主体による違いがあります。

- ・施設管理→民設民営保育園の場合は、事業者が管理を行うこととなります。
- ・園の運営→公設民営・民設民営保育園の場合は、事業者が運営を行うこととなります。

【運営費の負担（運営費・人件費）】・・・設置・運営主体による違いがあります。

- ・公設公営、公設民営保育園の場合※→村及び利用者のみでの負担となります。
- ・民設民営保育園の場合→国・県から法定分の負担があります。

※この場合、地方交付税の算定に当たって算出される基準財政需要額の対象となります。基準財政需要額は、村が実施する事業のうち国が定める様々な項目を対象として算出され、保育園の負担は単位費用や補正係数の一部に組み込まれていますが、実際には保育園運営費の負担としてどの程度交付税に反映されているのかは不透明な部分があります。

5 民設民営化による効果

保育園の運営に関しては、全ての保育園が児童福祉法等の関係法令や保育方針等を遵守した上で園の運営を行っております。公立保育園に関しても関係法令等を遵守し公立園としての範囲内において創意工夫を生かした保育を実施しておりますが、公立であるという部分から「公平性」を重んじる方針があり、保育園独自の取り組みに関しては実施しにくい状況があります。

その一方で、児童福祉法に定める公私連携型保育方式により民設民営にてまきば保育園を運営した場合は、土地・建物・備品などの行政財産を無償又は廉価での貸付・譲渡にて受けることが可能となり、さらに設置の支援も受けられることとなります。これにより本来生ずる財政的・事務的負担が減り、保育所の運営に専念することができるようになります。

さらに公立保育園からの民営化により公共性の部分を一部継承しつつも、民間ならではの多方面に及ぶ事業実績からの様々なノウハウ、発想力、人脈（民間同士の連携）を取り入れることにより幅の広い保育運営と昨今増加する特別な配慮を要する子への適切な支援、さらに地域連携による保育支援事業の展開など多様化する保育ニーズに対して柔軟な対応が可能となると考えております。これにより保育サービスの質の向上が図られていくものと考えております。

また、「4項 認可保育所の設置・運営主体による主な相違点」より、公立の場合は財政面の負担を受けることができません。民営化をすることにより運営費の負担のほか、保育環境の整備や保育士の処遇改善に係る国等からの財政負担についても受けることが可能となります。

(1) 現在のまきば保育園の運営に係る経費

現在、公設公営の保育園として村立まきば保育園を設置・運営しており、園の運営に係る経費としましては以下のとおりとなります。歳入に関しては、保育料の他、一時的保育事業に係る保育料、延長保育に係る保育料、給食の提供に係る副食費を収入しております。歳出に関しては、保育士等の配置に係る人件費、施設の維持管理に係る費用を支出しております。

●歳入

No.	内容	金額
1	保育料	11,890,957円
2	一時的保育保育料	645,800円
3	延長保育料	147,433円
4	副食費	5,025,090円
	計	17,709,280円

※保育料、一時的保育保育料、延長保育料はR2～4年度までの3年間実績の平均

●歳出

No.	内容	金額
1	人件費	110,561,611円
2	施設運営・管理費	20,792,440円
	計	131,354,051円

※人件費は、R2～4年度の正職員、会計年度任用職員の3年間実績の平均、施設運営・管理費も同様。ただし施設運営・管理費に関しては園舎の大規模修繕工事に掛かった費用に関しては経常的に支出するものではないため含めておりません。したがって実際の支出額の平均ではありません。

●村の実負担額

No.	内容	金額
1	歳入合計	17,709,280円
2	歳出合計	131,354,051円
	差引	△113,644,771円

(2) 民設民営化実施後の保育園の運営に係る経費

①歳入

保育料に関しては、児童福祉法第56条第2項の規定により費用を支弁した市町村の長はその費用を徴収することができることとされているため、これまでどおり村が保育料を収納することとなりますが、一時的保育事業に係る保育料、延長保育に係る保育料、給食の提供に係る副食費についてはサービスを提供した法人側で収納することとなります。

民設民営化後の保育料等の収納

No.	内容	金額	
1	保育料	11,890,957円	→ 村が収納
2	一時的保育保育料	645,800円	→ 法人が収納
3	延長保育料	147,433円	→ 法人が収納
4	副食費	5,025,090円	→ 法人が収納
	計	17,709,280円	

②歳出

現在、民設民営にて保育園の運営を行っている法人等は、「4項 認可保育所の設置・運営主体による主な相違点」にも記載しましたが、子ども・子育て支援法等の規定に基づき、特定教育・保育等に要する費用の額（公定価格※）の算定に関する基準に沿って教育・保育給付費を算出し、園の運営費として国（1/2 負担）・県（1/4 負担）・村（1/4 負担）より給付を受けております。

まきば保育園についても同様となり、民設民営化により園の運営費として国（1/2 負担）・県（1/4 負担）・村（1/4 負担）の給付を受けることができます。

上記の公定価格を用いて民設民営化後のまきば保育園の運営に係る経費及び村の負担額について算定すると以下のようになります。

※公定価格とは、教育・保育、地域型保育に通常要する費用の額（人件費、事業費、管理費などの費目）を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用額（一人当たりの単価）を言います。

まきば保育園 保育給付費（見込）

月	入所数	保育給付費
4月	136名	9,422,160円
5月	137名	9,611,340円
6月	136名	9,648,510円
7月	141名	10,478,520円
8月	141名	10,484,860円
9月	144名	10,861,380円
10月	146名	11,243,500円
11月	146名	11,319,320円
12月	145名	11,457,830円
1月	147名	11,498,410円
2月	147名	11,501,640円
3月	147名	11,587,620円
計	1,713名	129,115,090円

- 入所数は令和4年度の実績となります。
- 保育給付費を算定する際の公定価格は令和5年4月1日施行分を使用しています。

法定負担割合に応じた負担額（見込）

保育給付費		129,115,090円
保育料		11,890,957円
実負担保育給付費 計		117,224,133円
国	1/2	58,612,000円
県	1/4	29,306,000円
村	1/4	29,306,000円

(3) 現在の村負担額と民営化後の村負担額の比較

現在のまきば保育園の運営に係る村負担額と民設民営化後の法定負担割合に応じた村負担額の比較については以下のとおりとなります。民設民営化により以下の財政効果が見込まれることになり、民設民営化により新たに確保が可能となる財源については、今後の様々な子育てに係る施策に充てることができるようになります。

現在の村負担額 ①

内容	金額
歳入合計（保育料等）	17,709,280円
歳出合計（施設運営・管理費）	131,354,051円
差引	△113,644,771円

※保育料には、通常の保育料の他、一時的保育事業、延長保育事業、副食費に係る利用者負担が含まれています。

民設民営化後の村負担額（見込） ②

内容	金額
歳出合計（村負担分保育給付費）	29,306,000円

①と②の比較

内容	金額
現在の実経費	113,644,774円
民設民営化後の実経費（見込）	29,306,000円
差引	△84,338,774円

6 民営化の方針について

みずほ保育園の民営化においては、平成22年度から公設民営化（指定管理方式）、平成28年度から民設民営化と段階的な移行としました。

まきば保育園の民営化の方針については、これまでの内容を踏まえた上で以下といたします。

方針：公設公営保育園で現在実施されている公共性が高い事業等を継続させるため協定の締結により村が関与することが可能となる民設民営化（公私連携型保育所方式）を導入します。

7 民設民営化への移行時期

民営化に係る実施時期は以下のとおりとします。

民営化の方式	移行時期	選定方法
民設民営化 (公私連携型保育所)	令和7年4月～	公募により選定

8 公募により参加表明者が現れなかった場合の対応

公募により募集を行ったが参加表明者が現れなかった場合については、以下のどちらかの対応とする。以下の対応の決定に関しては内部で検討し、その時点での最善の選択をするものとする。

- ・仕様等の再検証を行い、再度公募を実施する。
- ・しばらくの間は公設公営（現状の体制）を継続する。

《民設民営化（公私連携型保育所方式）への移行》

1 民設民営化による管理運営を計画している保育園

名称：西郷村立まきば保育園

所在地：西郷村大字小田倉字小田倉原1番地40

施設の種類：児童福祉施設

※施設の詳細は、「西郷村立まきば保育園の概要」のとおり

2 民設民営化移行時期

令和7年4月からとします。

3 公私連携型保育法人の選定方法

公募（公募型プロポーザル方式）により選定します。

○資格要件

・選定する法人については、公益性を持ち、営利を一義的な目的とせず、認可保育所を現に運営する又は運営できる社会福祉法人、学校法人、特定非営利活動法人等であるものとする。なお、共同による運営も妨げないものとする。

・児童福祉事業に見識を有し、公私連携型保育所とそこで実施する様々な子育て支援に関する事業を運営するために必要となる十分な資力、技術的能力等を有し、継続的に安定した事業を遂行できる法人とする。

・児童福祉法第35条第5項第4号及び第58条第1項の規定による認可の取消し、学校教育法第13条の規定による閉鎖、就学前の子どもに関する教育・保育などの総合的な提供の推進に関する法律第7条又は第22条の規定による取消しを受けていないこととする。

・子ども・子育て支援法第40条又は第52条の規定による確認の取消し又はその全部もしくは一部の効力の停止を受けていないこととする。

・地方自治法施行令第167条の4の規定に基づく一般競争入札の参加制限を受けていないこととする。

・会社更生法第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている事業者でないこととする。

・福島県暴力団排除条例第2条第1項第1号の暴力団、同項第2号の暴力団員、同項第3号の暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこととする。

・国税及び地方税を滞納していないこととする。

※公募を実施する場合は、「まきば保育園民営化に伴う公私連携型保育所設置・運営事業者募集要項」「まきば保育園運営仕様書」などを別に定めます。

4 民設民営化に至るまでのスケジュール

※令和5年度

令和5年10月	村議会全員協議会にて説明
令和5年11月	庁内協議
令和5年11月	職員等への説明会（第1回目）
令和5年12月	保護者説明会（第1回目）
令和6年1月	子ども・子育て会議
令和6年2月	村長出席による保護者説明会（第2回目）

※令和6年度

令和6年4月	公募開始（4月から6月の3ヵ月程度）
令和6年7月	選考審査委員会等の実施
令和6年8月	公私連携型保育法人の選定
令和6年9月	9月定例会への議案提出（保育園設置条例廃止及び財産処分）
令和6年10月	決定した公私連携型保育法人との協議
令和6年11月	保護者説明会（第3回目）
令和6年12月	職員等への説明会（第2回目）
令和7年1月	公私連携型保育法人との運営協定、財産契約の締結
令和7年2月	公私連携型保育法人設置許可申請→村→福島県へ
令和7年2月	村立まきば保育園廃止届→福島県へ
令和7年4月	公私連携型保育法人による運営開始

5 民設民営化に伴う方針

民設民営化に伴う方針に関しては以降のとおりとします。なお、この方針に関しては選定した公私連携型保育法人との間で締結する運営等に関する協定に含めるものとします。また協定の締結期間は、協定締結日から令和27年3月31日までの20年間とします。

（1）公私連携型法人が行う業務

選定した公私連携型法人が行う業務は次のとおりとします。

- ①児童福祉法第24条第1項に規定する保育の実施に係る業務
- ②児童福祉法第48条の4に規定する情報提供、保育相談等の業務
- ③特別保育事業の実施に係る業務
- ④施設の維持管理業務
- ⑤その他上記に定めない自主事業

※上記①②③に係る業務は、協定の項目に含め、原則、「西郷村立まきば保育園の概要（3）保育等の概要」を継続するものとする。また、運動会、発表会などの行事、地域との交流活動などについても継続して実施するものとする。

(2) 職員等の配置・雇用

①適切な職員配置

児童福祉施設最低基準（厚生省令第63号）を満たし、「西郷村立まきば保育園の概要（3）保育等の概要②保育士等の状況」を参考として適切な職員配置をするものとする。

②村正職員（保育士）の派遣

民営化の開始日から2～3年間は、村保育士を業務の引継ぎ及び保育の適切な業務遂行のため派遣する。ただし、協議の上、年次計画で派遣職員を減数するものとする。

③会計年度任用職員の継続雇用

現在、村で雇用している会計年度任用職員は、公私連携型法人が現在の雇用条件を下回らない条件で雇用を継続することとする。ただし、本人が継続雇用を希望しない場合はこの限りではない。

④その他村職員の処遇

現在保育園に配置されている上記②以外の村正職員については、適切な部署に転属させるものとし、新たな子育て事業（例えば、ファミリーサポート事業のような保育園の一時預かり事業以外の子どもの預かりができる事業）の事業実施に努めるものとする。

(3) 給食について

給食については、「西郷村立まきば保育園の概要（3）保育等の概要」のとおりとし、保育園内で調理する直営方式により全て当日調理・飲食を原則とする。

(4) 業務遂行に係る経費

①保育料等の収納

西郷村教育・保育に係る利用者負担額等に関する条例（令和元年10月1日条例第16号）及び条例施行規則（令和元年10月1日規則第22号）による保育にかかる保育料については、児童福祉法第56条第2項の規定により村で算定し収納するものとする。なお、副食費、一時的保育事業、延長保育に係る利用者負担額に関しては、公私連携型法人が収納するものとする。

	保育料	副食費	一時保育料	延長保育料
公立	村	村	村	村
私立	村	法人	法人	法人

②保育給付費

園の運営に係る経費として、保育士の人件費や、光熱水費、給食を作るための食料費、施設維持に係る委託料等の園の運営に必要な経費を保育給付費として支給します。なお、保育給付費の積算については「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（公定価格）」により積算するものとする。なお、給付費については他の保育園と同様に月毎の支給とします。

③村派遣職員の給与

前号②のとおり園の運営に係る経費として保育給付費を法人に支給することとなります。その中には保育士の人件費相当分も含まれている状況から村から派遣している保育士の給与等の支給に関しては、村から 1/2、法人から 1/2 の支給とします。なお詳細については、選定後に締結する協定において定めることとする。

※「5項 民設民営化による効果（3）現在の村負担額と民営化後の村負担額の比較②民設民営化後の村負担額（見込）」の他に、しばらく間は当該人件費が保育園への経費として発生することになります。

（5）行政財産の処分

村が所有している事業用資産（土地、建物、附属設備）、備品については、民設民営化に当たって以下のとおり財産処分を行います。今回の処分方法については、平成28年度にみずほ保育園を民設民営化した際と同様とします。なお建物等の無償譲渡を行う場合においては、行政財産を普通財産に戻して譲渡することとします。

	所有状況				財産処分			
	土地	建物	附属設備	備品	土地	建物	附属設備	備品
みずほ保育園	村	村	村	村	無償貸付	無償譲渡	無償譲渡	無償譲渡
まきば保育園	村	村	村	村	無償貸付	無償譲渡	無償譲渡	無償譲渡

①土地無償貸付の期間

土地の無償貸付の期間は、令和7年4月1日～令和27年3月31日までの20年間とする（みずほ保育園移譲時の貸付期間と同様）。

②財産処分の理由

まきば保育園の施設は建築から相当年経過しており、必要箇所の修繕は実施している状況ではありますが老朽化が進んでおります。このような状況から今後大規模な修繕をしなければならない箇所が増加することも予想されます。無償譲渡により財産処分を行うと施設の管理責任は法人となり修繕等の費用は法人側の負担となるため、公募を実施する上でもリスクが伴い参加表明者が現れないなどに繋がる恐れもあります。

しかしながら、施設を無償譲渡により民設民営化を行うと修繕に係る費用に対して国の補助金を活用することが可能となり、この方法により財産処分を行った方が法人側の負担軽減と公募を実施する上でのリスクの回避に繋がると判断し選択しました。

なお、無償貸付並びに廉価での貸付を選択した場合においては、施設の管理責任は村となるため大規模な修繕を実施する場合には村がその経費を負担することとなります。この場合においては国の補助金を活用することができませんので相当分の費用を村が負担することとなります。

③活用できる補助金

就学前教育・保育施設整備交付金（国 1/2、市町村 1/4、事業者 1/4）を活用することができます。

(6) 施設管理・運営に係る責任分担

施設管理・運営に係る村と公私連携型保育法人の責任分担は、おおむね次のとおりとし、詳細については、選定後に締結する協定において定めることとします。

責任の内容	公私連携型法人	西郷村	備考
関係法令・許認可の変更等に伴うもの	◎	○ 許認可の届出 (法人→村→県)	
管理運営上必要となる許認可等の取得	◎	○ 許認可の届出 (法人→村→県)	
委託事業以外の自主事業の運営によるもの	◎		
社会経済情勢等の急激な変化に伴う影響	◎	○	※ ¹
法人の債務不履行による管理業務の破綻等に伴うもの	◎		
施設、設備、備品等（以下「施設等」という。）の維持管理	◎		
施設等の修繕	◎	○	※ ²
備品等の購入	◎		
事故・災害等による施設の損害	◎	○	※ ¹
事故・災害等による児童等への責任	◎	○	※ ¹
施設等に係る保険の加入	◎		
包括的管理責任	◎		

※上記内容に記載のないものは別途協議するものとする。

※¹新型コロナのような感染症、物価高騰などの社会への大きな影響、災害による被害の場合は、国・県・村からの一時的な負担金・補助金等での支援あり。

※²小規模な修繕の場合は法人負担となるが、大規模な修繕の場合は国の補助金を活用するため村の負担が発生する。

(7) 公私連携型保育法人の協定の取消

- ・公私連携型保育所の運営を適正に行うため、締結する協定の内容に関して、村の指導・指示に従わない場合。
- ・保育等を第三者に委託し、又は請け負わせた場合（予め村の承諾を得て保育等の内容又は保育等に伴う業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合を除く）。
- ・村の承認を得ずに、指定法人が公私連携型保育所等を協定に定める保育等その他の事業以外の用に供した場合。
- ・村の承認を得ずに、指定法人が公私連携型保育所等の用地の形状を変更した場合。
- ・村の承認を得ずに、指定法人が公私連携型保育所等の用地に建築物を建築し、又は工作物を設置した場合。
- ・公私連携型保育所等を転貸した場合。
- ・前各号に定めるほか、重大な背信となる行為を行った場合。

(8) 財産の返還

前号の協定の取消があった場合においては、貸付財産及び譲渡財産について返還を求めることができるものとし、譲渡財産の返還に際しては、相手方からの財産買取の請求はできないものとする（みずほ保育園移譲時の村有財産貸付・譲渡と同様）。

【改訂内容】

P12. 3 公私連携型保育法人の選定方法

○資格要件

- ・選定する法人については、公益性を持ち、営利を一義的な目的とせず、認可保育所を現に運営する又は運営できる社会福祉法人、学校法人、特定非営利活動法人等であるものとする。なお、共同による運営も妨げないものとする。

を追記した。